

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 第14次改訂に向けた点検項目とポイント＜抜粋＞

- ・ 鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年10月26日環境省告示第69号。以下「基本指針」という。）が策定されている。また、各都道府県では基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を策定し、これに基づき鳥獣保護管理事業を進めている。
- ・ 基本指針は5年ごとに見直しをすることとされている。また、現行の鳥獣保護管理事業計画の計画期間は令和8年度末とされている。このため、令和7年秋より、基本指針の改正に向けた点検を行っている。
- ・ 点検にあたっては、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化を踏まえ、準備会合、自然環境部会を経て下記の点検ポイントとし、これに従い見直しの検討を行っているところ。

点検項目	点検ポイント
1.鳥獣の管理の強化	・ <u>危険鳥獣の管理</u>に関する事項（新規追加）として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方 ・ 半減目標に関する事項（獣種による現状等）
2.鳥獣の保護の推進	・ <u>鳥類における鉛汚染対策</u>に関する事項（全国的な非鉛製銃弾の使用促進の考え） ・ くくりわな、箱わな、トラバサミ等による<u>錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化</u> ・ <u>狩猟鳥獣の選定の考え方</u>の見直しの必要性（特にノネコ等）
3.人材確保	・ ガバメントハンター等の中・<u>長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保</u>のための仕組みについて。認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用促進について（事業者が自走可能となるための仕組み）
4.感染症対策	・ <u>野生鳥獣に由来する感染症対策</u>としての、野生鳥獣の保護管理について、必要な考え方（特に高病原性鳥インフルエンザの海鳥や海獣類への感染を受けて）